

下水道料金の改定について（案）

令和 7 年 9 月

玉城町役場上下水道課

玉城町下水道事業の概要について

当町の下水道事業は、平成 24 年 10 月に宮川流域下水道（以下「流域下水道」という。）第 1 処理分区（富岡地区）の供用開始を皮切りに平成 25 年 9 月から、順次、町内全域への供用区域拡大を図ってまいりました。

流域下水道による汚水処理は、1 市 2 町（玉城町・伊勢市・明和町）を処理対象区域としており、汚水量に応じ維持管理負担金として処理費用を支払っています。

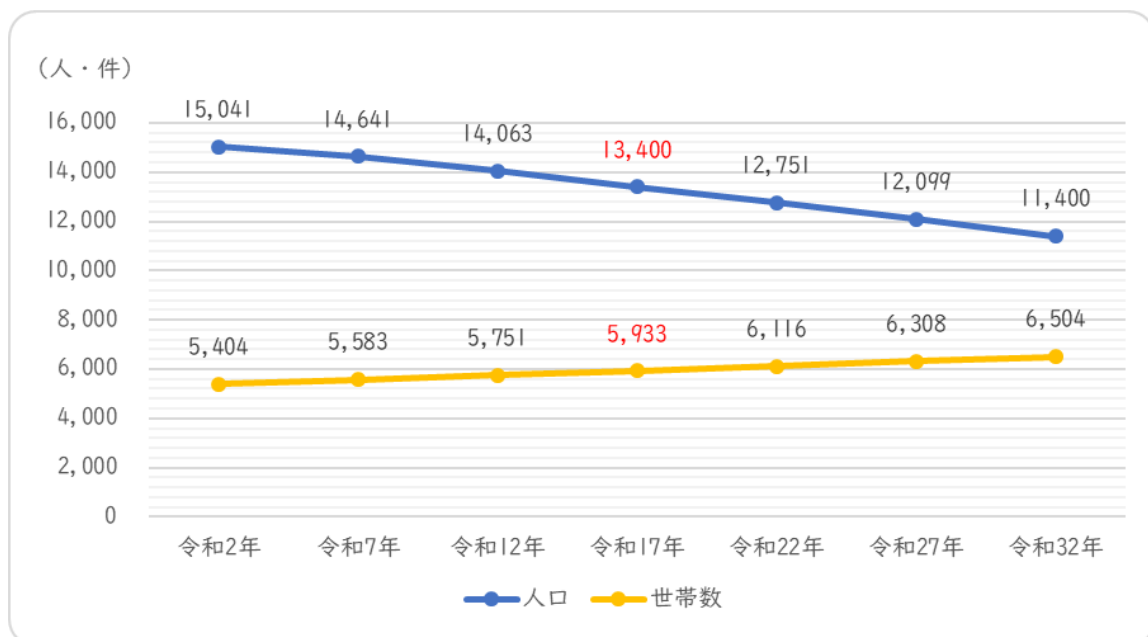
また、これとは別に流域下水道の施設更新等に関する費用は建設改良費として負担しています。

玉城町下水道事業の課題について

(1) 将来の人口減少による使用料収益の減少

当町の人口は平成 27 年をピークに減少しており、今後も減少が見込まれます。また、世帯数は増加しているものの核家族化、単身化が進んでいることに加え、節水型社会の定着に伴い、今後も使用料収入の減少が予想されます。

図 1. 人口・世帯数の見通し（令和 7 年度玉城町人口ビジョン資料より）



※ 令和 7 年度人口、世帯数は令和 2 年国勢調査より推計

(2) 物価高騰による汚水処理費用の増加

当町における汚水処理に係る費用は、物価高騰等を要因として年々増加傾向にあります。

図 2. 汚水処理費用の推移（決算統計より）※ R7 については当初予算

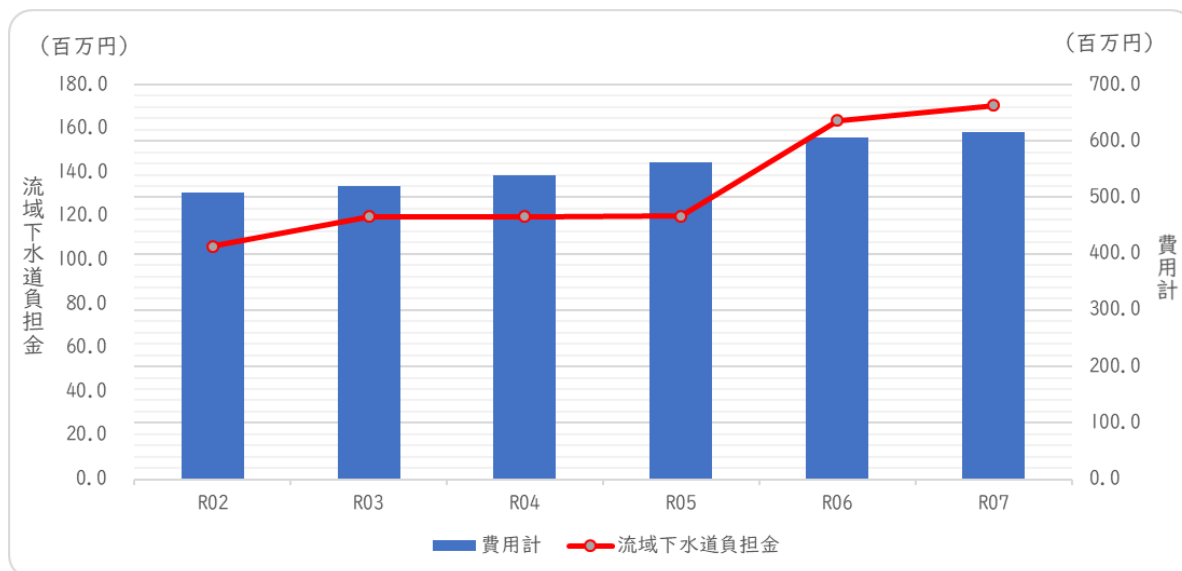
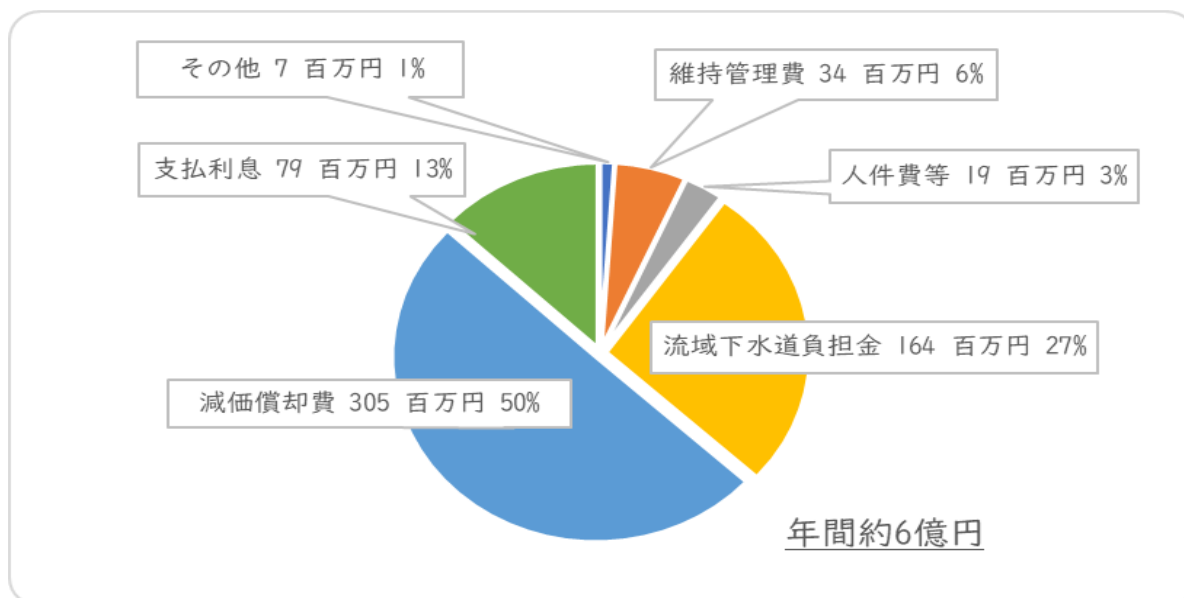


図 3. 汚水処理費用の内訳（令和 6 年度決算統計より）



(3) 老朽化等による設備更新時期の到来

今後予定される機器設備等の更新

- ・マンホールポンプ設備
町内 74 箇所（標準使用年数 15～20 年）
- ・農業集落排水処理施設
施設数 3 か所（標準使用年数 5～20 年）
- ・マンホール蓋 約 4,954 箇所（標準使用年数 15～30 年）
- ・管路施設 管路延長約 153 km（標準使用年数 50～60 年）

(4) 流域下水道の維持管理負担金改定

流域下水道では、施設の老朽化に伴う管路破損や処理場の機能停止による下水道の使用制限等が住民生活や社会経済活動に大きな支障をきたすことから、災害に強い下水道の構築に資するため計画的な老朽化対策を実施しており、このため、3年度毎に利用料金の改定を実施しています。

流域下水道維持管理負担金変遷（税込み）（単位：円/㎥）

年度（期間）	R3～R5	R6～R8
計	100.1	126.5

※令和9年度（令和9年4月～）改定予定

下水道料金の現状について

下水道事業は地方公営企業であり、汚水処理費用は下水道を使用した人からの使用料収入で賄わなければならないという「独立採算の原則」に基づく経営が求められますが、当町では汚水処理経費に対し、使用料収益で賄えない分を公費（税金）により補填しています。

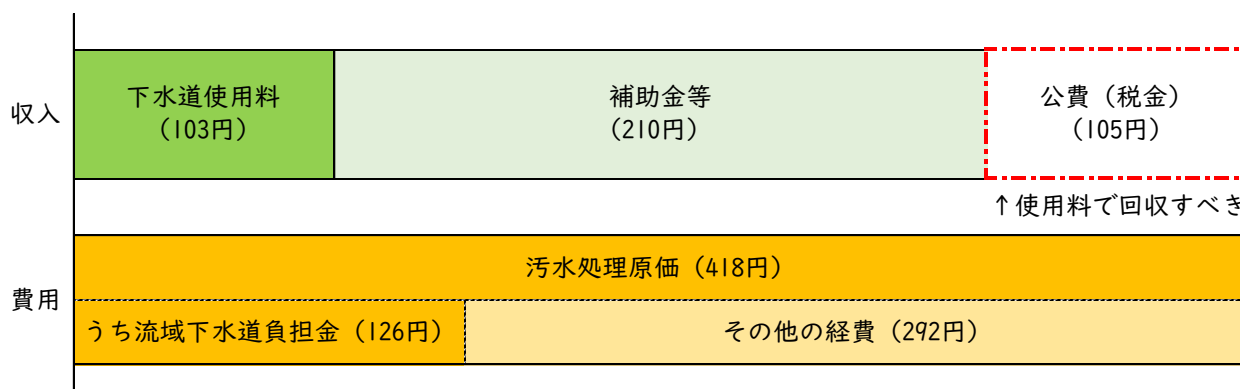
なお、現在、流域下水道負担金として 1 ㎥あたり 126 円（税込み） を負担しているのに対し、当町の下水道使用料単価は 1 ㎥あたり 103 円（税込み） となっています。

また、国から下水道使用料単価を 1 ㎥あたり 150 円以上 とすることを求められており、少なくともこの水準に達するまで料金改定を行うことが必要となっています。

（H26.8.29 付総務省公営課長等通知より抜粋）

「下水道事業における～中略～最低限行うべき経営努力として 使用料徴収月 3,000 円/20 ㎥ を前提として行われていることに留意すること」

図 5. 下水道使用料収支イメージ（㎥あたり）（令和6年度決算統計より）



下水道料金改定の方角性について

これらの状況を踏まえ、当町下水道料金について、まずは流域下水道の汚水処理原価を使用料収入で賄える水準に改正し、今後は流域下水道負担金および他市町の料金水準や今後の収支見通しを踏まえたうえで、3年毎に料金見直しを検討し、段階的な改定を実施します。

これは、一度に大幅な引き上げを行うのではなく、住民の皆さまのご負担をできる限り抑えながら、徐々に適正な水準へと移行することを目指しており、このような慎重な対応により、町民生活への影響を最小限にとどめつつ、持続可能な事業運営を図ってまいります。

改定案 現行単価の25%増額（令和8年4月利用分から）

※ 令和8年4月のご利用分から新料金の対象となりますが、4月検針は、3月31日以前の利用分が含まれるため、旧料金でのご請求となります。

図6. 料金改定案

下水道使用料算定基準・計算例（1ヵ月の汚水量に対する金額）

	汚水量（1㎡につき）		R4.4～	改定案	
基本使用料	0㎡から10㎡まで		1,018.9円	1,273.6円	+254.7円
従量使用料	11㎡から35㎡まで	1㎡あたり	103.1円	128.9円	+25.8円
	36㎡から50㎡まで		166.4円	208.0円	+41.6円
	51㎡から100㎡まで		229.6円	248.0円	+18.4円
	101㎡以上（新設）			287.0円	+57.4円

※現行51㎡以上を「51㎡から100㎡まで」と「101㎡以上」に細分化

図7. 県内近隣市町料金比較（20㎡/月使用時）

